

# 質 疑 及 び 回 答 書

令和3年7月30日現在

業者 各位

菊池広域連合事務局総務課

T E L 0968-38-0171

リ ー ス 番 号	令3菊広連総り第1号
件 名	菊池広域連合事務局公用車賃貸借
<b>質 疑 事 項</b>	
1. 本件は債務負担行為と長期継続契約のどちらになりますか。長期継続契約の場合、予算の削減や減額により解約となる際に、受注者が被る損害の補填は可能ですか。	
2. 納車が間に合わない際は代車の用意とありますが、代車提供により納期の遅延にならないとの認識で良いか。	
3. 借入期間が令和3年10月1日からとあり、納入期限も10月1日とございますが、登録と同日の納車が困難なため、10月1日に登録し、翌日以降の納車でも良いか。	
<b>回 答 事 項</b>	
1. 本件は、長期継続契約となります。なお、菊池広域連合長期継続契約に関する条例運用要領に基づき、予算の減額又は削除に伴う特約事項を契約書に明記することで解除による損害を請求することが可能となります。	
2. その認識で結構です。	
3. 10月1日の納車が困難である場合、納車までの期間代車を提供いただければ翌日以降の納車でも問題ありません。	